

## 熊本県知事部局公用車任意保険契約仕様書

### 1 契約事項の名称

熊本県知事部局公用車任意保険契約

### 2 趣旨

熊本県知事部局が所有する公用車について、任意保険に加入し、事故時における保険会社の示談交渉等により事故相手方への対応改善を図る。

### 3 任意保険加入対象車両、台数及び車種

- (1) 対象車両 熊本県知事部局が所有する公用車
- (2) 台数 673台
- (3) 車両 車両一覧はデータにて提供

### 4 保険(契約)期間

令和8年(2026年)4月22日午後4時から  
令和9年(2027年)4月22日午後4時まで

### 5 保険種類及び補償内容

- (1) 保険の種類 自動車保険
- (2) 対人賠償保険 1億円
- (3) 対物賠償保険 200万円(免責無し)
- (4) 特約その他
  - ① 対人・対物とも、示談交渉サービス付であり、約款等に明記されていること。
  - ② (2) 及び (3) の適用については、次のとおりとする。
    - ・土曜日、日曜日及び祝日並びに夜間等も含め常に適用すること。
    - ・県職員以外の者が運転して事故を起こした場合も適用すること。
  - ③ 熊本市及び地域振興局管内ごとに事故処理の拠点を有し、事故発生時に現場に赴き、適切に対応できる体制を整備すること  
(地域ごとに現場対応ができる担当者がいる店舗(代理店を含む。)を2店以上有すること。)
  - ④ 保険料は車両毎に算出することとする。
  - ⑤ 保険加入期間中における車両の増減手続については、異動報告のみとし、保険料の追徴・返戻については、保険期間終了後に一括して精算すること。

### 6 保険料の支払

- (1) 入札価格をもって契約金額とする。ただし、保険(契約)期間における任意保険加入対象車両についての補償を確保すること。
- (2) 保険料は一括払いするものとする。
- (3) 契約締結後の車両の増加及び減少に伴う保険料の追徴及び返戻については、保険期間終了後に一括して精算払いとする。

### 7 車両増減の報告

保険期間内の車両の増加及び減少については、毎月一回、人事課から報告する。

### 8 その他の条件

- (1) 県が実施する交通事故防止のための研修会等に対して、講師派遣や資料提供等の

支援を行うこと。

- (2) 交通事故が発生した場合は、その原因等の分析を行い十分な情報提供等を行うこと。
- (3) 示談交渉に当たっては、公用車を所有する関係部署と十分協議して行うとともに、交渉の経過報告の様式を定め、定期的に報告を行うこと。  
また、県からの情報提供等の要請に対しては速やかに報告を行うこと。
- (4) 入札の見積額算定に当たり、損害保険料率算出機構に熊本県の成績内容を照会する場合は、入札に参加できる者で希望する者に対して、熊本県の成績内容照会に関する同意書を発行するものとする。
- (5) 当契約による業務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### 9 その他

本仕様書に定めのない事項又は契約後に疑義が生じた場合は、熊本県総務部人事課と協議して決定するものとする。